

## 平成27年度 教育委員会 第17回定例会 議案

1 日 時 平成27年12月2日(水) 午後2時40分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第31号議案 平成28年度教育行政の基本方針の策定 ……1

<非>第32号議案 静岡県文化財保護審議会委員の任命 ……非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 31 号議案

平成 28 年度教育行政の基本方針の策定

平成 28 年度教育行政の基本方針を別紙のとおり策定する。

平成 27 年 12 月 2 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 平成 28 年度 教育行政の基本方針（案）

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する『有徳の人』の育成」を基本目標とした、静岡県教育振興基本計画『有徳の人』づくりアクションプラン』第2期計画に基づき、学校、家庭、地域等、社会総がかりでの施策展開に努めています。

本年度は、計画の進捗状況を踏まえ、生涯学習社会の実現に向け、関係諸機関との連携を図りながら、以下の方針により施策を展開します。

### 1 生涯学習社会の形成

～一人一人の生涯にわたる学びを支える環境づくりの推進に向けて～

- (1) 子どもと大人の読書活動を推進するとともに、生涯学習社会の形成に向けて、学びの機会の充実や指導者の養成に努めます。
- (2) 県立学校の計画的な整備等を推進し、学校教育施設の充実に努めるとともに、多様で魅力ある学習の場の提供など、教育環境の改善に向けた取組を推進します。
- (3) 豊かな人間性や社会性等を身に付けた心身ともに健康な「頼もしい教職員」の養成を図り、不祥事の根絶に努めるとともに、共生社会を支える人権文化の推進に向けた人権尊重の教育・啓発に取り組みます。
- (4) 新しい時代を展望した教育行政の推進に向け、知事部局や市町教育委員会等と一層の連携を図るとともに、実効性のある施策が展開できるよう努めます。

### 2 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

～学びの場の充実と円滑な接続を目指した施策の推進に向けて～

- (1) 家庭のニーズや親の状況に応じた支援による家庭の教育力向上を図るとともに、関係機関との連携等による就学前からの円滑な接続に向けた幼児期の教育の充実に努めます。
- (2) 児童生徒の自他を大切にできる態度や行動力を育むとともに、いじめや不登校等の解消、心や家庭の問題を抱える児童生徒への対応のため、教育相談体制の充実や教職員の対応能力の向上に努めます。
- (3) 「確かな学力」の育成に向け、静岡式35人学級編制の更なる充実や障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するなど、教育の各ステージで指導と支援の充実に努めます。
- (4) 学校・地域・企業等が連携し、キャリア教育や高大連携などを推進することにより、国際感覚豊かなグローバル人材や将来の地域の産業を担う専門的・実践的職業人材の育成等の取組を推進します。

### 3 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

～社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて～

- (1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入など、学校や地域の実情に応じた「地域とともにある学校づくり」の取組を推進するとともに、市町教育委員会等と連携し、地域ぐるみで子どもを育てる取組が継続的・安定的に行われるよう努めます。
- (2) 静岡型人材バンク構築の検討や「(仮称)ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用など、学校、家庭、地域、企業等との連携・協働による社会全体の教育力の向上に向けた取組を推進します。

### 4 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

～文化財の保護・活用とスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて～

- (1) 郷土の歴史や文化に対する誇りや愛着を育むため、県内文化財の保護に取り組むとともに、文化財等を活用した地域に関する教育を推進します。
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックの開催等に向け、関係団体との連携を図りながら選手の育成・強化に取り組むとともに、部活動を支援する地域スポーツクラブの創設に向けた取組の推進など、外部指導者等の活用による運動部活動の支援に努めます。

### 5 現代の重要課題に対応した教育の推進

～現代社会が抱える様々な課題に対応した教育の推進に向けて～

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成に向け、教員のICT活用指導力を一層向上させる取組を推進するとともに、日常的にICTを活用した教育を推進するための環境整備に努めます。
- (2) 児童生徒が災害・犯罪・交通事故に対し、自ら危険を予測し回避する力の育成に向け、教育活動全体で「命を守る教育」を推進します。
- (3) 静岡型地方創生に向け、学校や家庭、職場や地域が連携して、ライフステージに応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多様な人材が育つ環境づくりに努めます。

第17回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	改訂版「補助教材取扱いガイドライン」	1
2	学力向上推進協議会報告書手交	2
3	静岡県指定文化財の指定	3
配付 のみ	平成 28 年度静岡県立高等学校実習助手採用選考試験結果	6
	<非>静岡県教育職員特別免許状審議委員会の結果	非
4	<非>平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果	非

改訂版「補助教材取扱いガイドライン」

(義務教育課)

県行財政改革推進委員会の意見書も踏まえ、補助教材の選定の公平性等をより高めるため、別添のとおり改訂版「補助教材取扱いガイドライン」(案)を作成した。

1 現行「補助教材取扱いガイドライン」(平成 26 年 1 月)

(1) 内容

- ア 補助教材について
- イ 補助教材の選択から決定までの流れ
- ウ 保護者等への説明
- エ 補助教材の有効活用に向けて
- オ 補助教材の選択・決定・活用チェックシート
- カ 関連法規・通達

(2) 配布先

各市町教育委員会・公立小中学校

2 改訂版「補助教材取扱いガイドライン」(案) (平成 27 年 12 月改訂予定)

(1) 新規内容

補助教材の作成、選定等に関わる教職員のサービスの取扱い (10~11 ページ)

- ア 営利企業等従事許可「運用基準」
- イ 教材会社等との接触の在り方
- ウ 退職教職員の働きかけの禁止

※条例化する部分等については、知事部局と調整の上、今後、周知する。

(2) 拡充内容

区 分	意見書内容	拡充内容
補助教材について	・どのような学習内容の定着が必要なのか、そのためには、どのような教材が必要か。	・図書教材の機能・性格 (修得教材、習熟教材、評価教材) (2 ページ)
補助教材の選択から決定までの流れ	・校長の裁量や役割 (選定・評価の方針や基準を定めるなどマネジメントに限定)	・選定に当たっての校長、教頭及び教務主任の主な役割 (5 ページ)
	・年度をまたいで教材選定を行う方法の見直し	・選定パターンの一本化 (4 ページ)
	・より客観的な選定や評価の基準を研究し、その成果を学校現場に普及・展開する。	・選択基準及び評価項目 (例) (6 ページ)
保護者等への説明	・教材の評価を毎年度繰り返すことで、結果として選定する教材の質が継続的に向上するためには、どのような評価が必要か。	・選定パターンの一本化 (4 ページ) ※ <u>使用している補助教材の効果を検証し、評価資料を作成</u>
	・学校においてどのような教材が使われているか、それらはどのような評価や基準により選ばれているかなどについて説明	(再掲) (2 ページ及び 6 ページ) ※P T A 総会や学年保護者会等において説明
	・使用した教材の成果に対する客観的な判断材料を提供するなど、情報提供の仕方を工夫	(再掲) (4 ページ及び 6 ページ) ※P T A 総会や学年保護者会等において説明

報告事項 2  
(件名)

平成 27 年 12 月 2 日

学力向上推進協議会報告書手交

---

(義務教育課)

学力向上推進協議会からの報告書（別冊）を、本定例会において手交する。

## 静岡県指定文化財の指定

(文化財保護課)

### 1 概要

静岡県教育委員会は、平成27年11月23日(月)に開催された静岡県文化財保護審議会の答申を受け、下記の県指定文化財の指定及び保持者の認定を決定した。

今回の指定により県指定文化財の総数は547件、有形文化財(建造物、美術工芸品)325件、無形文化財1件となった。

### 2 県指定文化財の指定

(1) 淡海国玉神社本殿 附 棟札5枚 明治二十五年、明治四十一年、明治四十二年、昭和三十四年、昭和五十五年  
(おうみくにたまじんじゃほんでん つけたり むなふだ5まい)

ア 種別 有形文化財(建造物)

イ 員数 1棟

ウ 年代 明暦3年(1657年)頃

エ 所在地 磐田市見付2453-1

オ 所有者 宗教法人淡海国玉神社

カ 指定理由

本建造物は、明暦3年(1657)頃に建造された三間社流造り檜皮葺きの建物である。三間社流造り檜皮葺き建物としては、重要文化財に指定されている袋井市富士浅間宮本殿(1590年)に次ぐ古さであり、県内の三間社流造りの変遷を理解するうえで欠くことができない建造物である。また建築時の特徴をよく残す彫刻が随所に施されるなど装飾性にも優れており、本県における江戸時代前期の神社建築を代表するものの一つと位置づけられる。(指定基準 建造物の部1・3・5)

(2) 堂ヶ谷廃寺・堂ヶ谷経塚出土遺物一括

(どうがやはいじ・どうがやきょうづかしゅつどいぶついつかつ)

ア 種別 有形文化財(考古資料)

イ 員数 851点

ウ 年代 10世紀から14世紀

エ 所在地 静岡市駿河区谷田 静岡県埋蔵文化財センター

オ 所有者 静岡県

カ 指定理由

本資料は、大井川下流域南の牧ノ原台地東部に立地する堂ヶ谷廃寺・堂ヶ谷経塚から出土した遺物851点である。

調査の結果、堂ヶ谷廃寺は10世紀から15世紀にかけての山林寺院の跡、堂ヶ谷経塚は12世紀後半の経塚であるということが判明した。

堂ヶ谷廃寺からは、地鎮祭祀に用いた国産陶器や、13～14世紀頃の中国陶磁器や大型の国産陶器、質の高い和鏡や刀装具などが出土し、寺院における仏教儀式の変遷をうかがい知ることができた。また、堂ヶ谷経塚から出土した金工品や経筒外容器は、納経の状況を示す良好な資料で、特に、副納された刀類や鏡は、納経儀礼を考える上でも重要である。

これらの資料は静岡県 of 山林寺院の変遷を考える上で貴重であり、特に資料的な価値の高い10世紀から14世紀にかけてのものを一括して指定する。(指定基準 考古資料の部4)

### (3) 金剛石目塗(蒔地)

(こんごういしめぬり(まきじ))

ア 種別 無形文化財(工芸技術)

イ 保持者 鳥羽俊行(静岡市駿河区大坪町)

ウ 指定理由

金剛石目塗(蒔地)は、静岡漆器の質向上のために、大正15年(1924)、静岡市の鳥羽清一によって考案された漆塗である。

これは、漆器の下地に川砂を用いる技法で、耐水、耐熱、耐酸性を向上させる効果があり、製作には以下の特徴を有する。

- ・素地には乾漆及び木製品を用いること
- ・下地は砂を用いた蒔地で、地塗、砂蒔地、蒔地固め漆塗、研磨を複数回繰り返すことにより、堅牢に仕上げる

・塗工程は、乾燥を挟んで複数回繰り返し、天然の漆液を用いること

・下地工程から研磨工程までの一連の作業を同一工房内で行うこと

本技術は、他の漆器産地に類例のない、静岡県特有のものであり、優れた工芸技術として静岡県の伝統工芸史上特に重要な地位を占める。

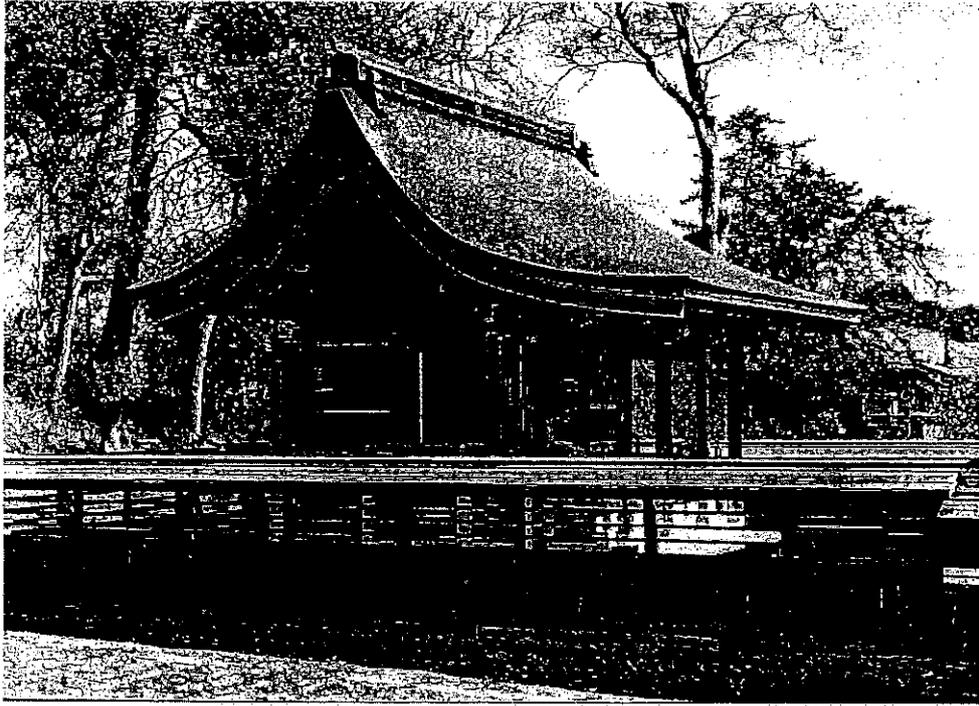
また技術の保持者は、考案者を祖父に持ち、親子三代約90年にわたり同一技術を継承している。一連の工程全てに精通し、同技術を正しく体得する。

指定基準(工芸技術の部)(3) 認定基準(工芸技術関係) 2



漆器製作中の鳥羽俊行氏

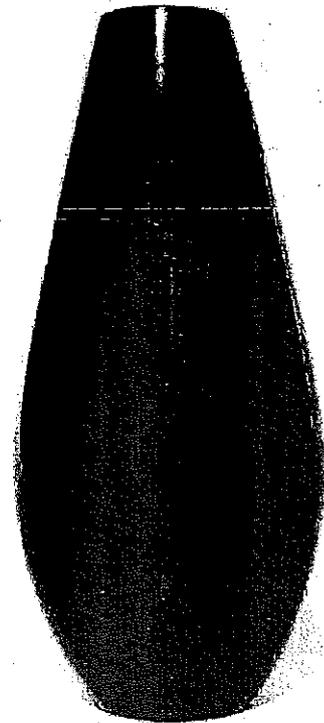
3 静岡県公報での告示により効力を生ずる。(平成27年12月予定)



淡海国玉神社本殿



堂ヶ谷廃寺・堂ヶ谷経塚出土遺物



金剛石目塗の花瓶

(件名)

平成28年度静岡県立高等学校実習助手採用選考試験結果

(高校教育課)

1 選考試験の実施概要

試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第1次選考試験 9月27日(日)	筆記試験(一般教養、専門)	必要な知識
	個人面接	資質、適性
発表: 10月16日(金)		
試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第2次選考試験 10月28日(水)	個人面接	資質、適性
	適性検査	
発表: 11月18日(水)		

2 志願者数及び第2次選考合格者数

職種 の 区分	専門分野	志願者数	第1次選考試験 合格者数	第2次選考試験 受験者数	第2次選考試験 合格者数
理科	—	32	4	3	2
農業	園芸	30	6	6	3
工業	電気・電子・通信	6	2	2	1
	機械	9	6	6	3
商業	—	13	3	3	1
合計	—	90	21	20	10